

つまり、例えば小学校3年2組の担任を命じられれば、その後、3年生の算数の練習プリントをつくりなさい、3年生の給食の指導をしなさい、通知表をつくりなさいなどと校長からその都度命じられるわけではありません。つまり、学校現場では、こうした包括的な職務命令がほとんどであり、教員を信頼した黙示の命令しかないといつてもよいともなわれております。

昨今の教育現場は、とにかく忙しいようです。特に中学校などは不夜城の状態であります。授業が終わり、部活動の顧問をしていけば暗くなり生徒が帰るまでそちらの仕事につき、その後、教科や担任の仕事があり、休日は部活動の遠征などで長い時間を使い、そこで事故などがあれば責任を問われる。不登校ぎみの生徒がいた場合、対応に十分な時間を使わざるを得ないなどを考えたとき、幾ら時間があっても足りないと言われております。にもかかわらず、超過勤務時間に見合う分の換算として4%では一般行政職と比較しても余りにも低過ぎると言わなければなりません。

具体的に例を挙げ数字を入れてみますと、わかりやすく月額32万円の給与の場合、4%は1万2,800円となります。単純にその給与の人の月労働時間160時間で割り振りしますと、1時間当たり2,000円です。いわゆる超過勤務割増率25%を加えますと2,500円であります。さきの4%というのは、5.12時間となります。

学校現場の実態と真っ正面から向き合い考えるなら、請願している各項目はどこにも無理がなく、採択されるべきと考えます。

以上を申し上げ、請願第3号 義務教育費国庫負担制度拡充、30人以下学級実現、教員賃金改善、に係る意見書提出方請願について、賛成の討論といたします。

- 町田義昭議長 通告による討論が終わりました。これより採決をいたします。請願第3号について、総務・文教委員長の報

告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第3号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

- 町田義昭議長 起立少数であります。

よって、請願第3号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

- 町田義昭議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男厚生常任委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

- 蒲生光男厚生常任委員長 平成22年第3回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月17日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第52号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、山形県医療給付事業補助金交付規程の改正により、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、「母子家庭等医療」を「ひとり親家庭等医療」と改めるもので、父子または母子及び配偶者のいないひとり親等で18歳以下の児童を扶養しており、かつ前年の所得について所得税の課せられていない者が該当する。該当者の医療費については、入院時の食事代以外は自己負担が発生しない。ただし、コルセット等の治療用装具を購入した場合

や県外で受診した場合には、申請によって後日、相当額を支給することになる。改正による対象者については、20から25世帯で50から55人と想定しているとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、「配偶者のいないひとり親等」というのは、祖父または祖母が扶養している場合も該当するということかとの質疑がなされ、市民課長からは、親が何らかの理由で扶養できず祖父または祖母が扶養している場合や、極めてまれな例であるが、おじまたはおばが扶養している場合も該当するとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、祖父または祖母が扶養している場合も所得税が非課税であることが条件となるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、非課税が条件となるとの答弁を受けたところあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○町田義昭議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結をいたします。

それでは、日程第8、議案第52号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○町田義昭議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆産業・建設常任委員長。

（安部 隆産業・建設常任委員長登壇）

○安部 隆産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成22年第3回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案1件、請願1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月18日、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求めて開催しております。

それでは、議案第45号 市道路線の認定について申し上げます。

本案は、寄附用地3件及び一般国道287号の一部を市道に移管し、4路線を新たに認定するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、長井市の市道は全長何メートルあるのか、また、国、県から市に道路が移管された場合の交付税措置はどうなっているのかとの質疑がなされ、建設課長からは、平成22年3月末現在で市道の総延長は474キロメートル、路線数は884路線である。交付税措置については、1メートル当たり千数百円と理解しているが、条件、係数等により一概には言えないとの答弁を受けたところあります。

また、委員からは、市道として認定する場合、どのような経過で審査、認定がなされているのかとの質疑がなされ、建設課長からは、まず建設課維持管理係と認定基準に適合しているか、事前に協議をする。適合していると判断された場合は、その設計をもって工事を行い、完成後に検査をする。その後、寄附申し出、市道認定